



国自安第29号の2
平成28年6月30日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン等の一部改訂について

「海上人命安全条約」(SOLAS条約)は、従前より、国際海上輸出コンテナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務付けていましたが、近年、総重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れ等の事故が発生していることを踏まえ、国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法が、本年7月1日より発効する改正SOLAS条約に定められました。

改正SOLAS条約の関連動向等を踏まえて、「国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議」において「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」等の一部を改訂しました。

つきましては、貴協会(業界、連合会、会議所)において、同ガイドライン等について、傘下会員に対し改めて周知をお願いいたします。

＜国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインより抜粋＞

※改訂箇所を赤字で記載

7. ガイドラインの内容

(1) 受荷主の取り組み	
ガイドライン	
1) コンテナトレーラーの安全運転	【安全輸送マニュアル5. (1) 参照】
時間的余裕を持った運送依頼	○コンテナトレーラーは通常より低い速度で横転するという危険性を理解し、非常に低い速度で走行することを前提に、時間に余裕をもって運送依頼を行うこと。
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
取次事業者等への重量、品目、梱包等の情報伝達	○取次事業者等に対し、コンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を、B/L等の必要書類で確実に伝達すること。 ○国際海上コンテナの陸上輸送をトラック事業者へ直接依頼する場合は、コンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を日本語でトラック事業者伝えること。 ○あらかじめコンテナの自重が分かっている場合には、トラック事業者（取次事業者経由）に伝達すること。 ○コンテナの内容（外装の異常を含む）についてトラック事業者等の関係者から問合せがあった場合には、把握している情報を回答すること。
危険物に関する情報伝達	○コンテナ内容物の品目名と合わせて、危険物の種類、量、イエローカード等危険物に関する情報も取次事業者等に伝達すること。
3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置	【安全輸送マニュアル5. (3) 参照】
入港前までの書面による事前確認	○書面にて不適切コンテナを察知するため、コンテナの重量・品目・梱包等の必要な情報を確認すること。
入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正	○船社又は取次事業者等から、ターミナルに到着したコンテナが不適切コンテナである旨の連絡があった場合には、あらかじめ開封、荷直し等の適切な対応について調整を図り、ターミナルオペレーター（船社経由）及びトラック事業者（取次事業者経由）にその対応について指示すること。 ○搬出時等にターミナルオペレーター（船社経由）又はトラック事業者（取次事業者経由）から重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が判明したとの連絡があった場合には、荷主へ連絡し、開封、荷直し等の適切な対応について指示を仰ぎ、その指示に基づき適切に対応すること。
4) コンテナへの貨物の積	【安全輸送マニュアル5. (4) 参照】

付け	
輸入コンテナの発荷主への依頼	○積荷の特性に留意した適切なコンテナの積付けに関し、発荷主に対する啓発活動を行うこと。また、発荷主へ積付けを指示する際には、積荷の特性・梱包仕様等に留意した積付けを行うよう依頼すること。 ○過去に同一の発荷主から、偏荷重や荷崩れを起こしている又は固縛されていない貨物を受け取った経験がある場合、当該発荷主へ改めて注意喚起を行うこと。 ○<u>SOLAS条約非加盟国の発荷主であっても、コンテナの安全輸送のため、コンテナ1本ごとの重量を伝達するよう依頼すること。</u>

(2) 発荷主の取り組み	
ガイドライン	
1) コンテナトレーラーの安全運転	【安全輸送マニュアル5. (1) 参照】
時間的余裕を持った運送依頼	○コンテナトレーラーは通常より低い速度で横転するという危険性を理解し、非常に低い速度で走行することを前提に、時間に余裕をもって運送依頼を行うこと。
2) コンテナ情報の伝達	【安全輸送マニュアル5. (2) 参照】
取次事業者等への重量、品目、梱包等の情報伝達	○取次事業者等に対し、コンテナ内貨物の重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を、船荷証券(B/L)、パッキングリスト(P/L)等の必要書類で確実に伝達すること。 ○国際海上コンテナの陸上輸送をトラック事業者へ直接依頼する場合は、コンテナの総重量、品目、梱包に関する情報その他危険物に関する情報等を日本語でトラック事業者伝えること。 ○コンテナの内容(外装の異常を含む)についてトラック事業者等の関係者から問合せがあった場合には、把握している情報を回答すること。
危険物に関する情報伝達	○コンテナ内容物の品目名と合わせて、危険物の種類、量、イエローカード等危険物に関する情報も取次事業者等に伝達すること。
4) コンテナへの貨物の積付け	【安全輸送マニュアル5. (4) 参照】
輸出コンテナの適切な積付け	○積荷の特性・梱包仕様等に留意した積付けを行うこと

コンテナトレーラーに係る転覆・転落事故の発生状況

		輸入コンテナ	輸出コンテナ	合計	死者数
平成18年～平成 24 <u>27</u> 年事故件数合計（件）		44 <u>64</u>	19 <u>40</u>	63 <u>104</u>	14 <u>17</u>
内 訳	過積載	6	1	7	2
	偏荷を確認できたもの	4 <u>7</u>	0	4 <u>7</u>	1

※平成18年1月から平成~~24~~27年12月までに発生した事故について、自動車事故報告規則に基づき報告されたもの（一部速報を含む）

※事故種類が「転覆・転落」又は「路外逸脱」

※事故原因のうち、偏荷の有無については、地方運輸局の調査において確認ができたもののみ記載。

<国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルより抜粋>

(2) コンテナの情報伝達

(荷主、取次事業者等、トラック事業者、船社及びターミナルオペレーター)

国際海上コンテナの陸上運送において、トレーラーの横転事故を防止するためには、コンテナの状態を適確に把握し、それに適した運転を行う事が重要です。

さらに、安全運転を行う上で不適切な重量超過や偏荷重状態を把握し、不適切コンテナを運送しないことも非常に重要です。

そのため、荷主、取次事業者等、トラック事業者等の関係者が協力して、運転者までコンテナの情報が伝わるよう、適切に書面・情報のやりとりを行うよう心掛けて下さい。

<< ポイント >>

- 現在の貿易実務において、船荷証券等により入手しうるコンテナの重量、品目名、梱包の種類等の情報を、運送契約又は取次契約に沿い、委託者から受託者に対し、順次伝達して下さい。
- ~~重量情報について、トラック事業者と運送契約を行う荷主又は取次事業者等は、入手している情報からコンテナ1本ごとの重量情報を伝達して下さい。もし、複数コンテナの合計重量しか入手していない場合には、コンテナの本数で按分し、コンテナ1本の重量に換算して下さい。なお、按分情報の場合にあっては、当該重量情報が『複数コンテナの重量を按分したものである』という注意書きをした上で伝達して下さい。~~
- 改正 SOLAS 条約が平成 28 年 7 月に発効することに伴い、平成 28 年 7 月以降に船積みされる輸出コンテナについては、コンテナの荷送人はコンテナ 1 本ごとの重量情報をターミナル代表者及び船長へ伝達することになります。従って、トラック事業者と運送契約を行う荷主又は取次事業者等は、輸出コンテナ 1 本ごとの重量情報をトラック事業者に伝達して下さい。
- SOLAS 条約加盟国からの輸入コンテナにあっては、改正 SOLAS 条約に基づきコンテナ荷送人がコンテナ 1 本ごとの重量情報を伝達することが義務づけられているため、日本の受荷主は貿易書類等により、コンテナ 1 本ごとの重量情報を取得して下さい。
- SOLAS 条約非加盟国からの輸入コンテナにあっては、当該条約非加盟国のコンテナの荷送人は重量情報の伝達が義務付けられておりませんが、日本の受荷主又は取次事業者等が SOLAS 条約非加盟国の発荷主と契約をする際には、コンテナの安全輸送のため、コンテナ 1 本ごとの重量を伝達するよう依頼して下さい。もし、日本の受荷主又は取次事業者等が輸入コンテナにおいて複数コンテナの合計重量しか入手できない場合には、合計重量をコンテナの本数で按分し、コンテナ 1 本の重量に換算して下さい。この場合、当該重量情報が『複数コンテナの重量を按分したものである』という注意書きをした上でトラック事業者に伝達して下さい。
- トラック事業者と運送契約を行う荷主又は取次事業者等は確実に情報伝達がなされるよう、契約書類等に重量、品目、梱包の種類の欄を設けて下さい。
- トラック事業者は荷主等から入手した情報を確実に運転者に伝達して下さい。

(情報伝達の原則)

①トラック事業者が、最終的に運転者まで伝達すべき情報

○トラック事業者は以下②により取得する情報を運転者に、以下の内容を記載した運送指示書により運送指示を行ってください。

- ・重量情報：原則、コンテナ1本ごとの貨物重量（輸入の一部で複数コンテナの総重量のみ把握している場合にあっては、複数コンテナの総重量をコンテナ本数で総重量を按分したものでも可。）及びコンテナ自重（コンテナ自重が分からない場合は、下表に示すコンテナ自重の目安を伝達）
- ・品目情報：船荷証券（B/L）等に記載されてある品目情報の和訳名。
- ・梱包情報：船荷証券（B/L）等に記載されてある梱包情報（drum、carton 等）の和訳名。
- ・その他危険物等に関する情報：その他、危険物等の特に注意すべき事項があれば、当該情報の和訳【危険物に関する情報については参考資料7参照】

表5 コンテナ自重の目安※

	自重の目安
40 f t ドライコンテナ	4.5トン
40 f t リーフアーコンテナ	5.0トン
20 f t コンテナ	2.5トン
20 f t リーフアーコンテナ	3.5トン

※大手船社が公表しているスチールコンテナ（背高コンテナを含む）の自重の中で、最も自重が大きいものを抜粋したもの。

②荷主・取次事業者等が、各運送契約の段階において伝達すべき情報

○最終的にトラック事業者に運送依頼を行う者は、B/L 等の海上運送書類に記載されてある内容について、上記①に記載するとおり運送依頼書に転記して下さい。

○運送の原委託者からトラック事業者への運送依頼を行う者までの運送取次契約においては、B/L 等に記載されている重量、品目、梱包に関する情報を B/L 等又はそれらのコピーをそのまま運送取次契約の書類等に添付するなど、適切に情報を伝達してください。なお、運送取次を委託する場合でも、B/L 等を添付しない場合であって、運送取次事業者等が B/L 等の情報を保有していない場合は、運送取次依頼書に B/L 等の情報を転記して下さい。

③情報伝達の方法

○陸上運送の運送依頼又は取次依頼を行う際には、上記①に掲げる情報をできる限り、書類、電子メール、ファックス等の記録が残る方法によって伝達して下さい。なお、陸上運送の運送契約の経路の途中である取次事業者等が NACCS^(注)等や社内システム等により、既に上記①の情報を保有している場合は、それをもって当該取次事業者等まで情報が伝達されたものとみなすこととします。

^(注) NACCS : Nippon Automated Cargo Clearance System (通関情報処理システム)

(関係主体ごとの実施事項（輸入）)

※以下のとおり、一般的なコンテナ輸送の関係者の機能として記載しておりますが、運送契約の態様に応じて、参考資料6に示す関係に準じて対応して下さい。

①受荷主

- 陸上運送契約を取次事業者等に委託する場合、B/L 等に記載されている重量、品目名、梱包の種類、その他危険物に関する情報等をそのまま取次事業者等に伝達するとともに、運送中に不具合が生じた場合の連絡先を伝達して下さい。
- トラック事業者と直接陸上運送契約を結ぶ場合、トラック事業者との運送契約書類（運送依頼書等）に B/L 等に記載されている重量、品目名、梱包の種類、その他危険物に関する情報を転記して下さい。その際、船荷証券に記載されている重量がコンテナ1本ごとの情報の場合は、それを伝達してください。~~もし、複数コンテナの合計の重量のため、コンテナ1本ごとの重量情報がない場合には、コンテナの本数で按分してコンテナ1本の重量に換算して下さい。なお、按分情報の場合にあっては、当該重量情報が『複数コンテナの重量を按分したものである』という注意書きをしてから伝達して下さい。~~また、トラック事業者に運送中に不具合が生じた場合の受荷主の連絡先を伝達して下さい。
- 改正 SOLAS 条約が平成 28 年 7 月に発効することに伴い、平成 28 年 7 月以降に船積みされる輸出コンテナについては、コンテナの荷送人はコンテナ1本ごとの重量情報をターミナル代表者及び船長へ伝達することになります。SOLAS 条約非加盟国からの輸入コンテナにあっては、当該条約非加盟国のコンテナの荷送人は重量情報の伝達が義務付けられておりませんが、日本の受荷主が SOLAS 条約非加盟国の発荷主と契約をする際には、コンテナの安全輸送のため、コンテナ1本ごとの重量を伝達するよう依頼してください。
- もし、輸入コンテナにおいて複数コンテナの合計重量しか入手できない場合には、日本の受荷主は合計重量をコンテナの本数で按分し、コンテナ1本の重量に換算して下さい。この場合、当該重量情報が『複数コンテナの重量を按分したものである』という注意書きをした上でトラック事業者に伝達して下さい。
- また、船荷証券に記載されている重量情報をコンテナ本数で按分して換算したコンテナ1本ごとの貨物重量が26トンを超える場合は、発荷主又は荷送人に重量情報を確認して下さい。
- なお、過去に同一発荷主からの貨物を受取り、偏荷重や荷崩れ等の不適切状態で受け取った経験がある場合は、当該発荷主又は荷送人に対してコンテナの積付け状態を確認して下さい。
- 危険物を積載したコンテナについて輸送依頼を行う際には、可能な限り、国連番号等の危険物の内容に関する表示を行うとともに、イエローカードを作成し、取次事業者等又はトラック事業者等に伝達して下さい。

②取次事業者等

- トラック事業者との契約書類（運送依頼書等）に、船荷証券に記載されている重量、品目名、梱包の種類、その他危険物に関する情報を転記するとともに、運送中に不具合が生じた場合の連絡先を記載して下さい。その際、船荷証券に記載されている重量がコンテナ1本ごとの情報の場合は、それを伝達してください。~~もし、複数コンテナの合計の重量のため、コンテナ1本ごとの重量情報がない場合には、コンテナの本数で按分してコンテナ1本の重量に換算して下さい。なお、按分情報の場合にあっては、当該重量情報が『複数コンテナの重量を按分したものである』という注意書きをしてから伝達して下さい。~~

め、コンテナ1本ごとの重量情報がない場合には、コンテナの本数で按分してコンテナ1本の重量に換算して下さい。なお、按分情報の場合にあっては、当該重量情報が『複数コンテナの重量を按分したものである』という注意書きをしてから伝達してください。

○また、複数コンテナの合計の重量が伝達された場合、受荷主に対し、今後はコンテナの安全輸送のため、コンテナ1本ごとの重量を伝達するよう、SOLAS 条約非加盟国であっても発荷主に依頼するよう伝えて下さい。

○もし、輸入コンテナにおいて複数コンテナの合計重量しか入手できない場合には、合計重量をコンテナの本数で按分し、コンテナ1本の重量に換算して下さい。この場合、当該重量情報が『複数コンテナの重量を按分したものである』という注意書きをした上でトラック事業者へ伝達して下さい。

○2段階以上にわたる運送取次ぎによってトラック事業者と運送契約を行う場合、順次、上記の情報が伝達されるよう、取次事業者等に上記情報を伝達し、トラック事業者まで情報を伝達するよう依頼して下さい。

ONVOCC^(注)として機能する場合、デリバリーオーダー(D/O: Delivery Order)を受荷主又は取次事業者等に送付する際に、船荷証券に記載されている重量、品目名、梱包の種類、その他危険物に関する情報等をそのまま伝達して下さい。

○危険物を含むコンテナについて運送依頼を行う場合

-危険物が漏れる等で、災害発生のおそれ等の情報を得た場合は、速やかに荷主等関係者へ連絡すること。

-危険物の種類に応じて、コンテナ外部の所定の表示・国内法ラベルへの張替がなされているか確認するとともに、必要に応じて、その他の危険物の内容に関する情報についても表示して下さい。

-トラック事業者に対して、危険物関係法令に基づき必要となる有資格者等を乗務させるよう指示するとともに、必要に応じてイエローカードを発行して下さい。

③トラック事業者

○運送依頼を受ける際に、重量、品目名、梱包に関する情報等の情報がそろっているか確認して下さい。これらの情報が得られない場合は、運送依頼を行った者に対して情報を求めて下さい。

○運転者に対し、受荷主等から受け取った情報を伝達してください。

○本マニュアルの(3)に記載する手順に従い、不適切コンテナを発見した場合の対処方法を十分に伝えて下さい。

○危険物を含むコンテナの運送指示を行う場合、その内容及び注意事項を運転者に伝達するとともに、イエローカードを運転者に携行させて下さい。

④船社

○受荷主等に対してアライバルノティス(A/N)を送信する際、重量、品目名、梱包の種類、その他危険物に関する情報等についても合わせて伝達して下さい。